解散公告（第一回）

当法人は、平成二十一年十月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十二月十七日

札幌市中央区北七条西十四丁目二八番二五の一四朝日プラザ北七条A棟三一四号室
財団法人基礎腫瘍学研究会
代表清算人　西　信三

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十一年十一月十一日付け解散いたしましたので、清算手続きを行います。当法人に債権を有する者は、平成二十二年二月二十八日までにお申し出下さい。民法第七十九条第一項の規定により公告します。

なお、右期日までにお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十二月十七日

新潟県北魚沼郡川口町大字峠九二〇番地
宗教法人八幡社
清算人　廣井　嗣雄

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十一年十一月二十六日、三重県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十二月十七日

三重県いなべ市北勢町阿下喜二六三三番地
清算法人十社北部土地改良区
代表清算人　林　元良

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十一年十一月二十七日開催の臨時社員総会の決議により平成二十一年十一月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十二月十七日

広島市西区観音本町一丁目一二番一一号
エヌピーオー至誠会
清算人　平岡　靖昭

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十一年十一月三十日宮城県の認定により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年十二月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十二月十七日

仙台市太白区西中田五丁目二〇番八号
学校法人藤井学園
清算人　林　茂雄

解散公告（第二回）

当法人は、平成十九年十一月二十日開催の理事会及び評議員会の決議、並びに平成二十一年十月三十日文部科学大臣の認可をもって解散したので当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年十二月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十二月十七日

千葉市稲毛区小深町九〇番地の三
学校法人日本ナザレン・カレッジ
代表清算人　青木　義昭

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十一年十二月一日存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年十二月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十二月十七日

鳥取県鳥取市東町一丁目二二〇番地
財団法人鳥取県農業担い手育成基金
代表清算人　川上　一郎

解散公告（第二回）

当土地改良区は、平成二十年八月六日に解散し、左記住所において清算事務を行っているから、当土地改良区に対して債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年十二月十五日）の翌日から二箇月以内に清算人に申し出られたく、土地改良法（昭和二十四年法律第一九五号）第六十九条の二より公告します。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十二月十七日

愛媛県喜多郡内子町大字内子甲七八〇番地
清算法人内子町土地改良区
清算人代表　河内　紘一
連絡先　愛媛県喜多郡内子町平岡甲一六八番地

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十一年十一月十日福岡県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年十二月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十二月十七日

福岡県久留米市北野町中三二九八番地二
清算法人中島土地改良区
代表清算人　八田　満穂

配当公告

長野県松本市大字芳川村井町二二〇番地三二七
破産者　有限会社創芸社
右の者に対する長野地方裁判所松本支部平成二十年（フ）第三〇二号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
優先債権　金三、三八八、五六九円
一般債権　金二一二、六一二、八四五円

一、配当することのできる金額
優先債権　金三、三八八、五六九円
一般債権　金一一、一〇四、三三九円

平成二十一年十二月十七日

長野県松本市大手一丁目三番二九号丸今ビル三階
破産管財人　三浦　守孝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍札幌市東区北一八条東九丁目二九番地九、最後の住所北海道北広島市西の里五〇六番地一三
被相続人　亡　富山　ハツ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十二月十七日

札幌市中央区大通西一四丁目一―九ダイアパレス大通七〇一号室めぐみ法律事務所
相続財産管理人弁護士　伊藤めぐみ

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍仙台市青葉区中山六丁目一二番、最後の住所仙台市青葉区中山六丁目一二番二二号
被相続人　亡　加藤　千里

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十二月十七日

事務所仙台市青葉区一番町一丁目一番三一号
相続財産管理人　弁護士　宇野　聰男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県春日部市大枝七七番地一三、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　鳴瀬　勝夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十二月十七日

埼玉県越谷市越ヶ谷一丁目一三番一二号
相続財産管理人　吉村　総一

第57期決算公告　平成21年12月17日

岡山市南区灘崎町彦崎2788番地
有限会社國代材木店
（新商号　株式会社國代材木店）
代表取締役　國代　廣太

貸借対照表の要旨（平成21年9月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	23,020
	固定資産	135,035
	合計	158,055
負債及び純資産の部	流動負債	76,573
	固定負債	34,995
	株主資本	46,487
	資本金	10,000
	利益剰余金	36,487
	利益準備金	3,000
	その他利益剰余金	33,487
	（うち当期純利益）	(△4,237)
	合計	158,055